

このご意見提出者への回答はこれでは完結していないため、2007年8月21日にも回答しております。
2007年8月21日回答欄に記載しておりますので、そちらもご覧ください。

2005年11月29日

倫理委員会からの回答

熟読頂き、真摯にご意見を提示頂きますと、心がさらに引き締まります。貴重なご意見、本当にありがとうございました。倫理委員会で慎重に検討させていただきました。その結果を以下に順番に回答させていただきます。

なお、倫理委員会では、今回の規程改訂にあたり、通常開催の委員会だけでなく、2週間に1度を締め切りとした規程改訂に関するアンケートを計20回行い、その都度アンケート集計およびその結果による次回アンケートの作成を行ってまいりました。「2005年7月倫理委員会提案版」に対してお寄せいただいたご意見への回答についても会議および5回のアンケートによって議論がなされ、本回答を作成しております。

しかし、委員会内で可能な限りの議論を尽くしたつもりではございますが、不十分な点、あるいはご意見をきちんと理解できていない点もあるかと思われまます。原子力学会倫理委員会では、規程を倫理委員会の任期(2年)毎に見直すこととしており、今回、特に委員会内で意見が分かれた部分につきましては、次回の見直しの議論で積極的に取り挙げるつもりであります。よって、本回答につきましても、意見募集時期か否かにかかわらず、ご意見をお寄せいただければ幸いです。

今後とも原子力学会、あるいは倫理委員会、倫理規程にご関心をお寄せ頂けますよう、何卒よろしくお願い致します。

E-mail: atom@aesj.or.jp

前文について

頂いたご意見

・「大きな災禍をも招く可能性がある。」について

この書き方では、「単に可能性がある。」だけのように聞こえますが、単なる「可能性」ではなく、過去に実際に、原爆も原子力事故もありました。この書き方は、「現実にあった災禍」を他人事と考えているように感じさせてしまいます。過去の事例を重く受け止めていることが伝わるような表現に替えた方がいいと思います。

倫理委員会からの回答

ご意見に対し、より適切な表現の検討をいたしました。結論として、表現の変更はしないことといたしました。

原子力が既に大きな災禍を招いたことがあることは誰しもがよく認識していることです。「大きな災禍をも招く可能性がある。」としているのは、その事実を無視したり他人事と考えているのではありません。むしろ今後も起こりうることだということを強調するためです。前文はできるだけ短いものとしたいため、重要なことは重複していても記述しますが、不要と考えたことはできるだけ省いております。この点どうかご理解をお願いします。

頂いたご意見

・「原子力による人類の福祉と社会の持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を希求する。」
について

「原子力による地域と地球の環境保全への貢献」とは、何を意味しているのでしょうか。「地球の環境保全への貢献」とは、「発電過程の二酸化炭素の発生抑制」を指していると思われませんが、原子力発電によって生じる放射性廃棄物の環境影響を過小評価しているように感じます。「地域の環境保全への貢献」とは、具体的に何を指しているのかわかりません。これまでを考えると、鳥取のウラン残土のような「環境汚染」の例しか思いつきません。

倫理委員会からの回答

「原子力による地域と地球の環境保全への貢献」には「発電過程の二酸化炭素の発生抑制」も含まれますが、そのような既に貢献の方法がわかっているものだけを意味しているではありません。行動の手引1-4にもありますように、人類の生存の質の向上、快適な生活の確保のためには、経済の持続的発展とエネルギーの安定供給、ご指摘の放射性廃棄物の影響を含む環境の保全という課題をともに達成することが必要ですが、それに至る道筋は容易ではありません。大型水力、大型火力建設によって生じる環境破壊の抑制、発電過程の二酸化炭素や窒素酸化物、硫黄酸化物の発生抑制、風力発電による騒音の抑制など相対的な環境保全以外の、我々が見出しえていない道筋も含めて、会員は原子力による地域と地球の環境保全に貢献すべきだと考えています。

頂いたご意見

・「社会との調和を図るよう努め」について

この文章では会員が「自らと社会」の調和を図るよう努力することになりますが、この文の中では、浮いているように感じます。この部分がなければ、「法令遵守」「安全確保」に関する一文としてすっきりします。

HPの修正版の説明では「社会における調和」を平易な「社会との調和」に直したと書いてありましたが、「社会との調和」が平易な表現とは思いません。あまりに抽象的な表現で、共通理解を得られる言葉ではないと思います。

また、この「調和」は、「自らと社会」ではなく、「原子力技術と社会」の調和に向けて会員は努力せよということではないのでしょうか。この一文に入れ込むのは無理があると思います。

倫理委員会からの回答

ご指摘の通り「社会との調和」とは「原子力技術と社会の調和」の意味も含みます。ただそれだけでなく、原子力に携わる会員の専門活動と社会との調和の意味もあります。短い文章の中にいろいろな意味を込めましたため、やや判りにくいかもかもしれませんがご理解ください。

この文は単に「法令遵守」や「安全確保」に努めることはもちろん、社会の一員としてなくてはならないものとなるべきだと主張するものです。「法令遵守」や「安全確保」は社会に悪をなさないという意味で会員が当然行うべき内的な行為への要求ですが、「社会との調和」は社会に善をなすという意味で会員が専門家として進んで社会に働きかけるという外的な行為への要求です。この部分は是非残させていただきたいと存じます。

憲章 1

頂いたご意見

「人類の直面する諸課題の解決に努める。」について

憲章の一番はじめにくる文章としては、1 - 1の表現をいかして、「会員は、原子力の平和利用に徹し、専門とする技術が人類に恩恵をもたらすとともに災禍を招く可能性があることを認識し、人類の福祉に貢献するように行動する。」とする方が適当と考えます。

「諸課題の解決に努める」という表現は、使命感の強さが前面に出て、「災禍を招く可能性」を忘れているのではないかと心配が生じます。

倫理委員会からの回答

憲章の条文は特に簡潔であることが必要となります。この条文は会員に使命感を持つよう促すもので、それが前面に出ています。

災禍を招く可能性については、憲章1条では「平和利用に徹する」ことを強調しており、会員に注意を促しており、さらに行動の手引1 - 3を加えることにより、非平和利用による災禍について、会員が意識することを強く促しています。平和利用による災禍については、安全の問題が大きく拘わることから、憲章2条（行動の手引2 - ）以降でさらなる理解を求めています。

頂いたご意見

1 - 4「人類の生存の質の向上、快適な生活の確保のためには、経済の持続的発展とエネルギーの安定供給、環境の保全という課題をとともに達成することが必要であるが」について

以前「我々が、「快適な生活」を考える時必ずしも共通しておらず、文明の利器を多用しエネルギーを多用するのが快適か、はたまた文明の利器を否定し、恵まれた自然環境の中で自然と共に争いなく生活するのが快適なのか、個々人の欲求の置き所により変わってくるのではないかと思います。」という指摘があり、「「快適な生活の確保」は先進国では反省すべき点もあるものの、途上国ではこれこそが重要課題であり、落とすべきではないという意見が圧倒的多数でした。」との回答でした。（原子力学会HPから抜粋）

社会（一般の人）は、技術者に対して、「先進国では反省すべき点もある」という部分を、深く考察することを、求めていると思います。技術者の考える「快適」をそのまま社会に持ち込むのではなく、「快適」の内容について社会と対話して欲しいと思っています。また、「快適」の裏側にあるものにも目をつぶらずに、そこをも視野に入れた上で技術を選択したいと、一般の人（社会）は、考えていると思います。原子力発電については、日本でもいろいろな問題点が指摘されています。その問題点を残したまま「途上国」に輸出してしまうことの倫理的な意味をよく考えるべきだと思います。

倫理委員会からの回答

適切なご指摘だと存じます。快適な生活を求め過ぎることが問題であることは倫理委員会委員一同よく認識しております。ただし、どのような形で条文に盛り込むべきか、まだ十分な検討ができておりません。今後、さらに社会一般の方がどのように考えていらっしゃるのか、あるいはその中で専門家に何が求められており、何をすべきなのかを、検討致したいと思います。よって、この部分につきましては、次回の改訂でしっかり検討することをお約束し、今回の改訂では原案のままとさせていただきたいと存じます。

憲章2

頂いたご意見

「社会の信頼を得るよう努力する。」について

これは、以前から指摘があるように、「社会的評価はそのために努力して得るものではなく、後から自然についてくるもの」と思います。その評価を素直に受け止め、その評価が何に起因しているかを考える姿勢が大事なのではないのでしょうか。

倫理委員会からの回答

ご指摘の通りだと存じます。ただ、行動するにあたって、社会の信頼を得ることを目的とすべきではありませんが、目標とすることはよいのではないかと考えます。このあたりを、より明示的な文章にして行動の手引に盛り込むことができればよいのですが、どのような形で条文に盛り込むか、これまでの倫理委員会内部の討論では結論が出ておりません。これについては次回の改訂でしっかり検討することをお約束し、今回の改訂では原案のままとさせていただきたいと存じます。

頂いたご意見

2 - 1 単なる「可能性」ではなく、過去に事故が起きたことを肝に銘じて、「安全確保のために常に最大限の努力を払」って欲しいと思います。

倫理委員会からの回答

前文に関して頂いたご意見への回答と重複しますが、原子力が既に大きな災禍を招いたことがあることは誰しもがよく認識していることです。ただ、過去にあった事故を列記までする必要はないと考えます。今後、過去に事故があったことをより肝に銘じるような文面を盛り込む改訂も検討させていただきますが、どのような形で条文に盛り込むか、これまでの倫理委員会内部の討論では結論が出ておりません。次回の改訂でしっかり検討することをお約束し、今回の改訂では原案のままとさせていただきたいと存じます。

頂いたご意見

2 - 5 「職位」は「職責」の方が適当ではないのでしょうか。

倫理委員会からの回答

ここは権限を有する者すなわち職務上の地位の高い者ということに着目して「職位」としていましたが、ご指摘の通りそのような地位の高い者の職務上の責任に着目すべきであり、「職責」のほうが適切だと考えます。そのように訂正させていただきます。

頂いたご意見

2 - 7 さらに、老朽化に「対して警戒心を維持」して欲しいと思います。

倫理委員会からの回答

事故やトラブルの原因はたくさんあります。倫理規程ではその中でも人的要因を重要視しており、技術成熟の過信への戒めを入れております。その他の原因を逐一系列記するのは必ずしも倫理規程にそぐわないと思いますので、原案のままとさせていただきたいと存じます。

なお、老朽化の問題を含め具体的な「気付き」については、倫理規程の理解を助けるために作成中である事例集にて補っていきたいと考えております。

頂いたご意見

2 - 8 「安心社会」とは、こなれていない表現で、共通理解を得られないと思います。「安全の確保に努める」で、終わっていいと思います。

倫理委員会からの回答

ご指摘は他の方からも頂きました。検討の結果、「安心社会」という表現はやめ、「安心できる社会」という表現とすることで共通理解を得られるようにしました。

頂いたご意見

2 - 9 「公衆の信頼は」以下は、その通りだと思しますので、「他の意見・批判をよく聴き、真摯・誠実に討論・討議に参加する」を、是非実行して下さい。

倫理委員会からの回答

日本原子力学会会員が実行するよう、倫理委員会として努力してまいります。

憲章 4

頂いたご意見

「その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないよう行動する。」について

「自らの能力の把握」は自分では、できていると以为ていても、実際にはとても難しいと思います。「その能力を超えた業務を行うこと」がないような監督体制が必要なことを考えると、「憲章 4」の文章は 4 - 4 の文章に替えた方が、分かりやすいと思います。この文章では、「その能力を超えた業務を行うこと」は、是認しているような印象を与えます。

倫理委員会からの回答

「その能力を超えた業務を行うこと」がないよう公的資格が整備されている場合には、行動の手引 4 - 4 .の条文を守れば十分です。しかし多くの業務においては必ずしも公的資格は整備されていません。そのような場合にも「自らの能力の把握」を行うよう努め、その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないよう行動することを求めているのが憲章 4 条です。

なお、「その能力を超えた業務を行うこと」すべてを認めないわけではありません。そうしてしまうとチャレンジができなくなり、科学技術の発展や、個人の能力を伸ばすことが難しくなります。社会に危害を及ぼさないかの検討を行った上であれば、「その能力を超えた業務を行うこと」も許されると思います。もちろんその判断が独りよがりなものとならないよう、他者の意見を傾聴しつつ検討することが必要です。また、憲章 4 条の前に憲章 3 条の「自らの専門能力の向上」が置かれていることに意味があります。両条文は対になっていることをご理解ください。

頂いたご意見

この憲章 4 は、JCO の事故を想起させますが、再発防止には、「規則・手順遵守の徹底」「監督」「話し合える職場環境作り（無理な注文に対して）」が、より有効であると考えます。

倫理委員会からの回答

規程の作成については、複雑に絡み合う問題や取り組むべき内容を、ある部分で分類し、重複を避けながら記載する作業が必要になることから、憲章 4 条にかかわるとお考えの問題が、行動の手引 4 - に書かれていないことにわかりにくさや疑問をお持ちになられるかもしれません。ご指摘の点のうち、「規則・手順遵守の徹底」については前文で法令・規則の遵守を強調するだけでなく、行動の手引 2 - 2 . や 7 - 5 . でも触れています。「監督」を受けることについては行動の手引 2 - 9 . で「他の意見・批判をよく聴く」ことを要求するとともに、4 - 3 . では組織全体としても他の組織の監査を受けるよう要求しています。「無理な注文に対して話し合える職場環境作り」は行動の手引 5 - 7 . で述べています。

しかし、これらをしっかり守ることだけで憲章4条が守れるとは思いません。会員はあらゆる方策を通じて憲章4条を守るように努めるべきだと考えます。

憲章5

頂いたご意見

「社会的信頼を得るように努める」について

憲章2に同じです。

5 - 2、3、5、6、7 いままでは、これらの点が不十分で、社会の信頼を失ってきたと思いますので、これからは、是非実行して下さい。

倫理委員会からの回答

社会の評価を素直に受け止め、その評価が何に起因しているかを考える姿勢が大事だとのこと指摘はその通りだと思います。5 - 2、3、5、6、7を会員が守るよう、倫理委員会としては努力していきます。

頂いたご意見

5 - 4 「公衆の安全・利益等のために公開することが不適切と判断されるものについては公開する必要はない。」について

この文章は、どのようなことを想定しているのか分かりません。この文から連想するのは、もんじゅの事故です。「公衆の安全・利益等のため」との技術者の判断と公衆の判断が一致するだろうかとの疑問を感じます。

倫理委員会からの回答

例えば核物質が盗まれないようにするための防護体制などは、公開してしまうと核物質を守りきれなくなります。このような情報は公開してはならないことになっており、技術者の判断と公衆の判断は一致しています。ただ、例をあげないと判りにくいので、用語集で説明するようにします。

憲章6

頂いたご意見

「事実を尊重し、公平・公正な態度で自ら判断を下す。」について

これこそ、社会が望んでいることだと思います。もっと上の方にあってもいいのではないのでしょうか。

倫理委員会からの回答

憲章の条文の順序は、まずは専門能力によって社会の付託に答えるという使命感を呼び起こすことを最初としております。次いで安全最優先を掲げ、能力向上と能力の限界を知ることをセットで次に置いています。情報の確認があつてこそ「事実を尊重し、公平・公正な態度で自ら判断を下す」ことができるので、ここもその順となっています。ご了解いただければ幸いです。

頂いたご意見

5 - 1・2・3・5・6、6 - 1・2・3について

原子力文化振興財団・電力会社・資源エネルギー庁などの一般向けのパンフレットなどを見ていると、上記の項目に照らして、疑問を感じる点が多々あります。これから改善されることを切に願います。

また、7月にHPで意見募集をされていた原子力学会教育委員会の「初等・中等教科書および学習指

導要領におけるエネルギー・原子力の扱いに関する要望書(案)」も、5 - 6、6 - 2に照らして疑問を感じるものでした。これらの項目の会員への浸透に、力を注いでいただきますようお願いいたします。

倫理委員会からの回答

パンフレットに関してどのような点に対し疑問を感じられたのかがわかりませんので、具体的な内容の回答は差し控えさせていただきますが、わかりにくい、あるいは一方的な情報の提供が行われているとのこと指摘と思われますので、今後、倫理委員会を含めた学会、あるいは業界全体で、適切な取り組みを行いたく存じます。

原子力学会教育委員会の「初等・中等教科書および学習指導要領におけるエネルギー・原子力の扱いに関する要望書」が、5 - 6、6 - 2に照らして疑問を感じるとのことですが、これは6 - 1 に沿った要望書です。学会は価値観を押し付けるつもりはありませんが、今後とも科学的に明白な間違いに対しては毅然とした態度でその間違いを指摘していきたいと存じます。

憲章 7

頂いたご意見

「会員は、あらゆる法や社会の規範に抵触しないかぎり、自らの業務に係る契約を尊重して誠実に行動する。」について

「抵触しないかぎり」というと、抵触ぎりぎりの契約が存在するかのような印象を与えてしまうので、「法や社会の規範に抵触しない範囲で」という表現で、法令遵守の姿勢を表した方がいいと思います。

倫理委員会からの回答

ご指摘の通り、「抵触しないかぎり」は抵触ぎりぎりの契約でも抵触していないので問題ないという考えを述べたものです。より適切な表現である「法や社会の規範に抵触しない範囲で」という表現に修正させていただきます。

憲章 8

頂いたご意見

「社会的な評価を高めるよう努力する。」について

憲章 2 に同じです。「社会的な評価を高める」ことに気を取られて、不利なことが言えなくなったり、隠蔽工作をするようでは、困ります。この表現は、逆効果になる危険性があると思います。

倫理委員会からの回答

これまでの事例が物語っているように、不利なことを言わなかったり隠蔽工作をすると、社会的評価は必ず下がります。すでに他の項目などから、本規程における「社会的な評価を高める」との文章が目的と受け取られ、逆効果を招くことはないと考えます。

頂いたご意見

「誇りを持ち」について

誇りは持てと言われても、持てないような状況の中では、持てませんし、持つなと言われても内側から湧いてきてしまうだと思います。「誇りを持って」ないのが現状であるのなら、何に起因しているのかを考察することが必要で、「持て。」と号令を掛けても、事態は変わらないと思います。

以前の倫理委員会の意見募集に寄せられた質問や意見を載せたページに以下のような記述がありまし

た。(以下、原子力学会HPから抜粋)

「これから本格的に原子力技術を研究しようという大学院生も、既にその道を選んだからには誇りを持つべきだと考えます。自ら選んだ道の意義を認めず、卑屈さを感じながら原子力に従事することは避けるよう、私たちは要求します。」(倫理委員会の回答部分)

「原子力学会には原子力技術を止めたい、そのためにしっかりとした理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をするために入会している、という方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そのことを考えると、この「憲章8」は、ある種の「踏み絵」になっていないのでしょうか。」という質問に「原子力学会という組織は「原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連携協力等を行い、原子力の開発発展に寄与すること」が目的です。だからといって原子力に反対する人の入会を断ることににはならないと思いますが、倫理規定は定款を踏まえたものであるべきであり、「原子力に誇りを持つ」ことの要求はおかしなものではないと思います。」との回答がありました。

「なぜ原子力の平和利用が必要なのか、の観点からの倫理規定の重要性について、特に解説が必要と考える。」という意見に対して、「原子力学会の目的は「原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連携協力等を行い、原子力の開発発展に寄与すること(日本原子力学会定款第2条)」ですので、会員は誰も原子力の平和利用の必要性を理解しているものと思います。」という回答でした。

「原子力がなぜ、人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献ができるのか、についての解説が必要」という意見に対しては、「原子力が人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献ができる」ことこそが原子力の平和利用を進める理由であり、「原子力の開発発展に寄与する(日本原子力学会定款第2条)」ことを目指す会員誰も認めているところだと思います。」という回答です。

以上を読むと、倫理委員会としては、「定款から考えて、会員は原子力の発展を考えているということが大前提」で、「原子力技術を止めたい、そのためにしっかりとした理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をするために入会している」人はいないと考えている、と感じられます。「原子力に反対する人の入会を断ることににはならない」と言いながら、そのような人は入会していない、あるいは入会すべきでないと考えていると感じられます。そのような人を排除することを、倫理委員会が肯定しているとは思いたくはありません。(もし、肯定しているとすれば、2-9、4-2・3、5-2・3・5・6・7、6-2・3などは、空疎に響きます。)もし肯定していないのであれば、そのような人を排除する方向に作用するような定款自体の見直しを提案することが、倫理委員会の大切な役目だと考えます。それは、大変難しいことであるということは承知しているつもりですが、5-7はこのようなことを要求しているのではないのでしょうか。

定款が作られた頃には、多くの人が「原子力の開発発展」という目的に疑問を持たなかったのだと思います。1970年、大阪万博の会場では、原子力発電所からの送電が、喝采されたと聞いています。2005年、愛知万博の会場では、トヨタ館は風力発電を利用し、太陽光発電や燃料電池が注目を集めています。原子力学会の目的は、いまだに「原子力の開発発展」だけなのでしょう。原子力発電からの撤退を視野に入れた研究も意義があり、誇りの持てる研究であり、人々の尊敬の対象に十分なり得ると思います。原子力の「研究」を「開発発展」の方向だけに限定することはないと思います。幅の広い

考え方を持った人を受け入れてこそ、「技術と社会の調和」を考えられる学会になり、高い社会的評価を得られる学会になると思います。

倫理委員会からの回答

倫理委員会としては「原子力技術を止めたい、そのためにしっかりとした理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をする」という活動をされる方が日本原子力学会に入っておられることは今や自然なことと考えております。そして、そのような方も誇りをもって活動していただきたいと存じます。そのような活動を「原子力業務」と呼ぶのは不自然だとのことご意見もあるかとは思いますが、そこはその方の「言葉に置き直して」いただきたいと存じます。置き直した憲章8条はそのような会員についても有意義だと考えています。

ただ、倫理委員会は日本原子力学会の委員会であり、学会の定款には縛られます。したがって「原子力の平和利用に関する学術および技術の進歩をはかり、会員相互および国内外の関連学術団体等との連携協力等を行い、原子力の開発発展に寄与すること」を目的とする会員の倫理規程を作るのは当然であり、定款を無視することはできません。この「原子力の開発発展に寄与」を「原子力技術開発を止めるための努力をすること」にまで拡大解釈することには無理があることを倫理委員会としても認識しています。拡大解釈を放置することは「ルールの形骸化」を招くことであり、好ましいこととは考えておりません。

また、定款の改正は所轄官庁である文部科学省の承認が必要であり、特に目的の改正は非常に困難なものです。先ごろ、前記学会の目的を「原子力の平和利用に関する学術の進歩と産業の振興をはかり、もって人類社会の持続的発展に貢献することを目的とする。」に変更させて欲しいと申し出たのですが、認可されませんでした。目的を変更するならいったん解散して新しい学会を作ればいいというのが所轄官庁の方針のようです。このような状況では定款の見直しを理事会等に要求するのは難しいということはどうかご理解ください。

しかしながら、これまで過去の説明等で、原子力学会の現状目的にこだわり、議論をしたことは不適切な面もあったと反省いたします。「原子力技術を止めたい、そのためにしっかりとした理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をする」という活動をされる方が日本原子力学会に入っていることも自然なことと捉え、そういう会員も尊重できる倫理規程の制定を目指し、今後とも倫理規程の検討を進めたいと存じます。

なお、「原子力技術を止めたい、そのためにしっかりとした理工学的知見を収集した上で、説得力のある議論をする」という活動をされる方が日本原子力学会員であることは、定款および細則に違反の恐れがある、とする意見の委員が上記委員会回答に対し反対されました。（課題の重要性に鑑み追記しました。）

頂いたご意見

8 - 3 「念頭に、常に行動」は「常に念頭に、行動」の方が適当と思います。

倫理委員会からの回答

ご指摘の通りこの条文で強調したいのは、会員は特別の責任・倫理観を求められていることを念頭に置くことであり、それは常日頃念頭に置くべきだと考えます。ご意見を拝承して、次のように修正させていただきます。

会員は、原子力という技術を扱う集団・技術者として、一般社会から一種の付託を受けている。それは、

一般社会との無言の契約が成立していることであり、その契約のもとに、会員に特別の責任・倫理観を求めていることを常に念頭に置き、常に行動しなければならない。

「行動の手引き」の前文について

頂いたご意見

・「一方、組織の構成員は組織の利益を優先させ、組織の責務を軽視する場合があるが、個人個人の責任を果たすことなく組織の責務を果たすことはできない」とありますが、言おうとしていることが分かりません。「組織の利益を優先させ、組織の責務を軽視する」ことは、倫理的には問題があると思います。3段落目「日本原子力学会会員～整備に努める。」は、論旨が混乱しているように感じます。3段落目全体を書き直した方がいいと思います。

倫理委員会からの回答

ご指摘の通りこの文章は論旨が混乱しています。その理由は、「組織の利益を優先させ、組織の責務を軽視してはならない」とこと、「組織の責務だからといって個人会員に無関係のものではなく、個人会員も組織がその責務を果たすよう努力すべき」だということと一緒に言おうとして舌足らずになったためです。また、組織が守るべきものは倫理規程では最小限必要なことに限る方針で改訂しましたので、「多く含まれる」の「多く」も削除すべきことに気付きました。文章全体も見直し、次のように修正させていただきます。

日本原子力学会の会員には個人会員（正会員，推薦会員，学生会員からなる個人会員）のほか、企業や法人等の組織が対象となる賛助会員の企業または団体も含まれる。が、いる。そのため本倫理規程には、個人会員として守るべきものばかりでなく、企業や団体という組織が守るべきものも多くも含まれている。一方、組織の構成員は組織の利益のみを優先させ、組織の責務を軽視する場合があるが、そうであってはならない。さらに個人個人の責任を果たすことなく組織の責務を果たすことはできないことを銘記する。また、賛助会員の企業または団体は、本倫理規程が遵守されるよう、率先して組織内の体制の整備に努める。

全体について

頂いたご意見

今回、倫理委員会が、ここまで「社会の信頼、社会的評価」を強調しているということは、今までは、「社会からあまり信頼されていなかった」という認識が前提と考えられます。どうして、信頼がないのかについて、どのように考察されたのでしょうか。「社会の信頼を得る」ためにはどうすればよいかについて、検討が不十分であるように感じます。

本来、「社会の信頼」は「社会の信頼を得ようと努力して」得るものではなく、誠実な行動の積み重ねに対して「社会は信頼を寄せる」と、私は、考えます。そして、今までの信頼のなさの原因として私が思い浮かべることは、「もんじゅのナトリウム漏洩事故」「東電の検査データにかかわる不正」などです。事故に関するだけでなく、公衆向けのパンフレット、長計立案のための資料などでも誠実さが感じられないことが多々あります。

意図的な隠蔽は論外で、通常業務（自己の仕事）において誠実であること、さらには6 - 2にあるように「公衆が理性的に自ら判断できるよう、情報を提供することに努め」て欲しいと思います。大切な

ことは「情報公開」「話し合う姿勢（人の意見を聴く・自分の価値観を押しつけない）」だと思います。憲章の5、6は、この点が書かれていて、手引きの解説も丁寧かつ分かりやすく、とても好感が持てます。しかし、憲章の5、6を行動に移すことを個人の努力だけに期待するのは、無理があるように思います。また、7-3が5-2、5-3を押さえ込んでしまわないだろうか、気掛かりです。

個人を支えるための仕組みを作ることが必要であろうと思います。例えば、企業倫理でよく取り上げられるのが、内部通報システムです。さらに具体的例としては、昨年の再処理工場の稼働に関する議論の場で、個人として参加した場合には、個人としての意見表明を認め、それが組織としての見解と一致しなくても、処分などをしないことを、明文化するようなことが考えられます。この点からすると、5-3の表現は前回（会員は、組織の守秘義務に係る情報であっても、公衆の安全のために必要な情報は、これを速やかに公開する。この場合、組織は守秘義務違反を問うてはならない。まして、組織内において不当な扱いをしてはならない。）に比べて、後退したように感じます。憲章5、6を掛け声だけに終わらせずに、実行できるよう支援する仕組みづくりを、是非、お願いいたします。

おそらく、今までも、「社会の信頼を得る」ということは念頭にあり、それに向けての努力はなされてきたのだと思います。「社会の信頼を得よう努力する。」がいつの間にか、「社会に非難されることをしない。」になり、「社会に非難されそうなことは、隠す。」になってしまったのではないのでしょうか。そうであるなら、今回の倫理規程では、「社会の信頼を得る」という目標を掲げるよりも、社会の信頼を得るために「すべきこと」を明確に表現することに重点を置くことが適当と考えます。

倫理委員会からの回答

「社会の信頼を得る」ためにはどうすればよいかについては今後しっかり倫理委員会で検討していきます。憲章7条は「あらゆる法や社会の規範に抵触しないかぎり」という条件付きのものです。7条により憲章5条がないがしろにされることはないよう、この条件を付けています。憲章5、6条を掛け声だけに終わらせず、実行できるよう支援する仕組み作りの必要性はよく理解しますので、どのような活動をすべきか、今後検討します。

社会の信頼を得るために「すべきこと」を明確に表現することが大切というご指摘もその通りだと思います。今後の検討の中で、倫理規程や事例集への盛り込みを具体化したいと思います。次回の改訂の際には改めて議論することをお約束し、今回の改訂では原案のままとさせていただきたいと存じます。

頂いたご意見

8-3で「原子力という技術を扱う集団・技術者」に社会は、「特別の責任・倫理観を求めている」とあります。そして、この倫理規程は、「技術者」の行動を倫理的によい方向に導くものではあると思います。しかし、社会が問題にしているもう一つのこと、原子力という「技術自体」の倫理性（非倫理的側面）です。（具体的には、核兵器との関連、労働者の被曝、放射性廃棄物を後の世代に残すことなど。）このことが、原子力業務に誇りを持てるかどうかに関わっていると思います。この点についても考察をお願いします。（以上です。）

倫理委員会からの回答

どのような技術も人類の福祉に役立つ可能性と兵器転用などで人類に害を及ぼす可能性の両面があります。またどのような技術も廃棄物など負の面があります。ただ原子力は核兵器開発から出発したという不幸な歴史があること、チェルノブイリなどで一般公衆にも大きな被害を与えたことがあることなどから、これらを決して軽視してはなりません。ただ、技術自体に倫理性があるわけではなく、あくまで技

術をどのように使うかの問題だと考えています。